

ようこそ金沢テレワーク空き家活用事業

空き家をオフィスとして活用してみませんか？（令和3年度新規事業）



どんな事業なのかな？

居住誘導区域内の空き家を購入・賃貸し、事務所やテレワークの場として利用する方に内部改修費や通信回線等の工事費の一部を助成します。



助成を受ける要件は？



対 象：従業員が5人以下の事業者又は個人事業主
エ リ ア：居住誘導区域（裏面参照）
対象空き家：昭和26年以後の建築で新基準の耐震を有するもの
建物全体の1/2以上が事務所であること
そ の 他：申請者は町会に加入すること

手続きの流れは？



①事前相談 ②利用申請 ③工事着手・完了 ④交付申請

※工事着手前に申請が必要となります。

空き家を^(チョー)超、住みやすく、使いやすく変えていく。これぞ、超住戯画じゃ。

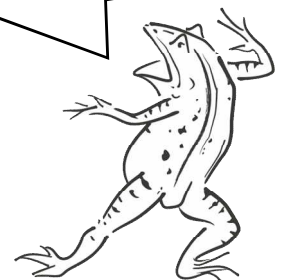
【問い合わせ先】

金沢市役所 都市整備局 住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

TEL：076-220-2136 FAX：076-222-5119

Mail：juutaku-s@city.kanazawa.lg.jp



対象エリア（居住誘導区域）について

